

市第9号議案

横浜市地区センター条例及び横浜市地域ケアプラザ条例  
の一部改正

横浜市地区センター条例及び横浜市地域ケアプラザ条例の一部を  
改正する条例を次のように定める。

令和2年6月23日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市地区センター条例及び横浜市地域ケアプラザ条例  
の一部を改正する条例

（横浜市地区センター条例の一部改正）

第1条 横浜市地区センター条例（昭和48年6月横浜市条例第46号）  
の一部を次のように改正する。

第5条第8項中「左欄に掲げる横浜市新羽地域ケアプラザ及び  
横浜市新羽コミュニティハウス指定管理者選定委員会」を「右欄  
に掲げる担当事務の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる指  
定管理者選定委員会（同条例第12条第1項に規定する指定管理者  
選定委員会をいう。）」に改める。

別表第1の1の表中

横浜市北山田地区センター	を
横浜市北山田地区センター 横浜市都田地区センター	に改める。

別表第2の2中

横浜市新羽コミュニティハウス	横浜市新羽地域ケアプラザ
----------------	--------------

を

横浜市都田地区センター	横浜市都田地域ケアプラザ
横浜市本郷地区センター	横浜市本郷台駅前地域ケアプラザ
横浜市新羽コミュニティハウス	横浜市新羽地域ケアプラザ

に改める。

別表第3 横浜市都筑区地区センター及び横浜市つづき緑寿荘指定管理者選定委員会の項中「所在する地区センター」の次に「（横浜市都田地区センターを除く。）」を加え、同表横浜市栄区地区センター指定管理者選定委員会の項中「所在する地区センター」の次に「（横浜市本郷地区センターを除く。）」を加える。

別表第4 会議室の項中

「 150 平方メートルを超え 200 平方メートル以下 」	を	「 150 平方メートルを超え 200 平方メートル以下 」	に、
		「 200 平方メートルを超え 250 平方メートル以下 」	
		「 250 平方メートルを超え 300 平方メートル以下 」	

「 920 」	を	「 920 」	に改める。
		「 1,150 」	
		「 1,380 」	

（横浜市地域ケアプラザ条例の一部改正）

第2条 横浜市地域ケアプラザ条例（平成3年9月横浜市条例第30

号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

横浜市新栄地域ケアプラザ	を
横浜市新栄地域ケアプラザ	に、
横浜市都田地域ケアプラザ	
横浜市野七里地域ケアプラザ	を
横浜市野七里地域ケアプラザ	に改める。
横浜市本郷台駅前地域ケアプラザ	

別表第3中

「横浜市たまプラーザ地域ケアプラザ」を  
 「横浜市たまプラーザ地域ケアプラザ  
 横浜市都田地域ケアプラザ」に、  
 「横浜市野七里地域ケアプラザ」を  
 「横浜市野七里地域ケアプラザ  
 横浜市本郷台駅前地域ケアプラザ」に改める。

別表第4に次のように加える。

横浜市都田地域ケアプラザ	横浜市都田地区センター
横浜市本郷台駅前地域ケアプラザ	横浜市本郷地区センター

別表第5横浜市都筑区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会の  
 項中「所在するプラザ」の次に「(横浜市都田地域ケアプラザを

除く。）」を加え、同項の次に次のように加える。

横浜市都田地域ケアプラザ及び横浜市都田地区センター指定管理者選定委員会	横浜市都田地域ケアプラザ及び横浜市都田地区センターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
-------------------------------------	--

別表第5 横浜市栄区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会の項中「所在するプラザ」の次に「（横浜市本郷台駅前地域ケアプラザを除く。）」を加え、同項の次に次のように加える。

横浜市本郷台駅前地域ケアプラザ及び横浜市本郷地区センター指定管理者選定委員会	横浜市本郷台駅前地域ケアプラザ及び横浜市本郷地区センターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
--	---

別表第6 中「（横浜市新山下地域ケアプラザ及び横浜市二ツ橋地域ケアプラザを除く。）」を削る。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中横浜市地区センター条例別表第1の1の表、別表第2の2及び別表第4会議室の項の改正規定並びに第2条中横浜市地域ケアプラザ条例別表第1、別表第3及び別表第4の改正規定は、規則で定める日から施行する。

##### （準備行為）

- 2 第1条の規定による改正後の横浜市地区センター条例の規定に基づく横浜市都田地区センターを供用するために必要な行為及び横浜市本郷地区センターに係る指定管理者の指定等に関し必要な行為は、前項ただし書に規定する規定の施行の日前においても行うことができる。

- 3 第2条の規定による改正後の横浜市地域ケアプラザ条例の規定に基づく横浜市都田地域ケアプラザ及び横浜市本郷台駅前地域ケアプラザを供用するために必要な行為は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日前においても行うことができる。

### 提 案 理 由

横浜市都田地区センター及び横浜市都田地域ケアプラザを設置し一の指定管理者に管理を行わせるとともに、横浜市本郷台駅前地域ケアプラザを設置し横浜市本郷地区センターと併せて一の指定管理者に管理を行わせる等のため、横浜市地区センター条例及び横浜市地域ケアプラザ条例の一部を改正したいので提案する。

**参 考**

横浜市地区センター条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

（指定管理者の指定等）

第5条 （第1項から第7項まで省略）

8 市長は、別表第2の2の左欄に掲げる地区センターについて、第3項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、横浜市地域ケアプラザ条例別表第5の右欄に掲げる担当事務の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる横浜市新羽地域ケアプラザ及び横浜市新羽コミュニティハウス指定管理者選定委員会（同条例第12条第1項に規定する指定管理者選定委員会をいう。）の意見を聴かなければならない。

別表第1（第1条第2項、第5条第3項、第9条第1項）

1 地区センター

名 称	位 置
(省 略)	
横浜市北山田地区センター	横浜市都筑区
<u>横浜市都田地区センター</u>	
(省 略)	
(省 略)	

別表第2の2（第5条第2項、第7項及び第8項）

地 区 セ ン タ ー	地 域 ケ ア プ ラ ザ
<u>横浜市都田地区センター</u>	<u>横浜市都田地域ケアプラザ</u>

横浜市本郷地区センター	横浜市本郷台駅前地域ケアプラザ
横浜市新羽コミュニティハウス	横浜市新羽地域ケアプラザ

別表第3（第5条第7項、第13条第1項）

名 称	担 任 事 務
(省 略)	
横浜市都筑区地区センター及び横浜市つづき緑寿荘指定管理者選定委員会	都筑区に所在する地区センター（ <u>横浜市都田地区センターを除く。</u> ）及び横浜市つづき緑寿荘の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
(省 略)	
横浜市栄区地区センター指定管理者選定委員会	栄区に所在する地区センター（ <u>横浜市本郷地区センターを除く。</u> ）の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
(省 略)	

別表第4（第8条第1項、第9条第1項及び第2項）

施 設		単 位	利用料金
種 別	面 積		
会 議 室	(省 略)	1 時 間 に つ き	(省 略)
	150 平方メートルを超え 200 平方メートル以下		920
	<u>200 平方メートルを超え</u> <u>250 平方メートル以下</u>		<u>1,150</u>

<u>250 平方メートルを超え</u> <u>300 平方メートル以下</u>	<u>1,380</u>
(省 略)	

横浜市地域ケアプラザ条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現行）

別表第1（第1条第2項）

名 称	位 置
(省 略)	
(省 略)	横浜市都筑区
横浜市新栄地域ケアプラザ	
<u>横浜市都田地域ケアプラザ</u>	
(省 略)	
(省 略)	
(省 略)	横浜市栄区
横浜市野七里地域ケアプラザ	
<u>横浜市本郷台駅前地域ケアプラザ</u>	
(省 略)	

別表第3（第2条第3項及び第4項）

（省略）

横浜市たまプラーザ地域ケアプラザ

横浜市都田地域ケアプラザ



(省略)

横浜市野七里地域ケアプラザ

横浜市本郷台駅前地域ケアプラザ

(省略)

別表第4(第4条第2項)

プラザ	地区センター
(省略)	
<u>横浜市都田地域ケアプラザ</u>	<u>横浜市都田地区センター</u>
<u>横浜市本郷台駅前地域ケアプラザ</u>	<u>横浜市本郷地区センター</u>

別表第5(第4条第8項、第12条第1項)

名称	担 任 事 務
(省略)	
横浜市都筑区地域ケアプラザ指定 管理者選定委員会	都筑区に所在するプラザ <del>(横浜市都田地域ケアプラザ を除く。)</del> の指定管理者の候補者の選定等についての調 査審議に関する事務
<u>横浜市都田地域ケアプラザ及び横 浜市都田地区センター指定管理者 選定委員会</u>	<u>横浜市都田地域ケアプラザ及び横浜市都田地区センタ ーの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に 関する事務</u>
(省略)	
横浜市栄区地域ケアプラザ指定管 理者選定委員会	栄区に所在するプラザ <del>(横浜市本郷台駅前地域ケアブ ラザを除く。)</del> の指定管理者の候補者の選定等について の調査審議に関する事務

市第9号

横浜市本郷台駅前地域ケアプラザ 及び横浜市本郷地区センター指定 管理者選定委員会	横浜市本郷台駅前地域ケアプラザ及び横浜市本郷地区 センターの指定管理者の候補者の選定等についての調査 審議に関する事務
(省 略)	

別表第6 (第11条第1項)

施 設	単 位	金 額
(省 略)		
地域ケアルーム (横浜市新山下地域ケアプラザ及 び横浜市二ツ橋地域ケアプラザを除く。)	同	140円
(省 略)		